

糸魚川市希少野生動植物保護基本方針（案）

この基本方針は、糸魚川市希少野生動植物保護条例（令和 5 年糸魚川市条例第〇号）第 8 条第 1 項の規定により、希少野生動植物の保護を図るための基本的な事項を定めるものである。

目 次

- 第 1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 第 2 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- 第 3 希少野生動植物の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- 第 4 その他の希少野生動植物の保護に関する重要な事項

令和 5 年〇月〇日

糸魚川市環境生活課

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 現状 ー糸魚川市の多様な自然環境と基本構想ー

日本で最初にユネスコ世界ジオパークに認定された糸魚川市には、日本列島を横断するフォッサマグナとその西端を画する糸魚川ー静岡構造線があり、海から山岳地帯までの起伏に富んだ多様な地形や地質が存在する。また、日本海に面した温暖湿潤気候であることから多雪地でもあり、水環境にも恵まれて、それぞれの地形や地質に対応した多様な自然環境に恵まれている。

そのため、当市には、様々な生態系の働きの中で、多様で貴重な野生動植物が生息し、及び生育しており、その地域は保全上重要で、我々市民にとって掛替えのない財産である。

しかし、今日、様々な人間活動の影響を受けて多くの野生動植物が絶滅し、絶滅の危機に直面している。このような状況を受け、当市では次の考え方に基づき、糸魚川市希少野生動植物保護条例（令和5年糸魚川市条例第〇号。以下「条例」という。）及び糸魚川市希少野生動植物保護条例施行規則（令和5年糸魚川市規則第〇号。以下「規則」という。）を定め、市民の貴重な財産である野生動植物を絶滅の危機から守り、次代へ継承していくものである。

2 課題 ー野生動植物の危機ー

現在、野生動植物への配慮を欠いた人間活動の拡大等によって、当市の野生動植物を取り巻く環境が大きく変化してきている。多くの貴重な野生動植物の生息・生育が開発行為、過度の捕獲・採取、外来種の影響、自然環境の変化などが要因となり、危機的状況となりつつある。

絶滅のおそれのある野生動植物は、その希少性の高さから高値で取り引きされる傾向にあり、インターネットでも販売されるなど、乱獲による絶滅の危険が高まってきている。

そのため、国では、平成4年に野生動植物の種の保存を目的として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）が制定され、希少野生動植物種の保護対策が推進されることとなった。

しかしながら、種の保存法で保護されている種及び区域は、全国的に絶滅のおそれが高いものや分布域が限定されるものに限られており、当市における希少野生動植物

の保護対策としては、十分とは言えない状況にあり、種の保存法の対象ではない種に対しても、当市の実情を踏まえた保護施策を実施することが求められている。

3 希少野生動植物の保護の基本的な考え方

この基本方針において「希少野生動植物」とは、条例第2条第1項の定義に該当する野生動植物（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）をいい、すなわち、市内に生息し、又は生育する野生動植物種のうち、現に絶滅が危惧されている、又は存続基盤が脆弱^{ぜいじやく}であるもののことをいう。

前述の状況を踏まえ、当市における希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 今日、野生動植物に絶滅の危機が生じている主な要因は、人間活動等に起因する個体数の減少、生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の減少、生息又は生育の環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためにはこれらの状況を改善することが必要である。

このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図るべき希少野生動植物を明らかにした上で、その個体等の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）を原則として禁止し、違法に捕獲等をされた個体を譲渡し若しくは譲受け、又は引渡し若しくは引取ること（以下「譲渡し等」という。）を禁止する一定の措置を講じる。

- (2) 希少野生動植物は、生物学的知見に立ち、時機を逃さず適切に保護施策を実施する必要があるが、その生態など未知の部分が多いため、施策に必要な各種の調査研究を推進する。
- (3) 以上の施策の立案と実行に当たっては、国及び県との連携のほか、希少野生動植物の保護活動を行う関係団体及び市民との協働や事業者との協力など、幅広い主体とのつながりが重要となる。このため、市民、関係団体及び事業者に対し、希少野生動植物の保護意識の高揚を図り、また、必要な情報提供に努めるとともに、市民及び関係団体との円滑な協力体制づくりを推進する。

第2 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 選定に当たっての留意すべき事項

指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に

留意するものとする。

- (1) 原則として、環境省レッドリスト、新潟県レッドリスト及び隣接する地域のレッドリストに該当する野生絶滅又は絶滅危惧に評価される種及び、当市において著しく個体数が減少している種から選定すること。
- (2) 個体として容易に識別できる大きさを有している種であって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものを選定すること。
- (3) 外来種及び県内にごくまれにしか渡来しない、又は回遊しない種は選定しないこと。
- (4) 次に掲げる種に該当するものを優先して選定すること。
 - ア 隣接県等の保護の対象や商取引等の対象になるなど、過度の捕獲又は採取の対象となりやすい種
 - イ 国内における主要な生息地等が市内に存在し、市内におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退につながるなど、当市の自然環境の特性を象徴するような種
 - ウ 社会的価値若しくは文化的価値が高い種又は市民及び関係団体からの保護の要請の多い種
 - エ 保護活動が既に行われている、又は今後の保護活動の実施が期待できるなど、保護の効果が期待できる種

2 選定方針

(1) 指定希少野生動植物の選定方針

指定希少野生動植物については、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものとして、市内における生息又は生育の状況が、主に人為の影響によりその存続に支障を来す事情が生じていると想定される野生動植物の種であって、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア 条例第2条第1項各号のいずれかに顕著に該当するもの

イ 外来種（移入種）による種の攪乱^{かくらん}又は生態的競争若しくは捕食等の影響から、その存続に支障を来す事情があるもの

(2) 特別指定希少野生動植物

特別指定希少野生動植物については、指定希少野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要があるものとして、市内における生息又は生育の分布状況が限定され

ていると判断されるもので、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア 条例第2条第1項各号のいずれかに極めて顕著に該当するもの

イ その種の個体の数の減少等の原因が、商品価値を求めた捕獲又は採取によるものであることが明らかなものであって、その繁殖させた個体及びその加工品の譲渡し又は譲受けの行為を監視する必要があるもの

ウ その種の個体の数の減少等の原因が、開発行為等によるものであることが明らかなものであって、その種の生息地若しくは生育地又は生息環境若しくは生育環境への影響が、今後も引き続き影響を与えると判断されるもの

第3 個体等の取扱いに関する基本的な事項

1 個体等の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体又は卵若しくは種子等（種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。以下「個体等」と総称する。）とする。

また、条例における譲渡し等の禁止の対象となる特別指定希少野生動植物の個体等の加工品（はく製その他の標本（製造過程のものを含む。））については、種を容易に識別することができるものとする。

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の規制

ア 指定希少野生動植物の捕獲等の届出

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をしようとする場合は、規則第5条の届出書（様式第1号）により届出を行わなければならない。

イ 特別指定希少野生動植物の捕獲等の禁止及び許可

特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。ただし、学術研究又は保護のための繁殖の目的その他その種の保護に資する目的と認められるものについては、規則第10条の許可申請書（様式第4号）を提出し、市長の許可を得た上で行うことができるものとする。

(2) 違法に捕獲等をされた個体等の譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反して捕獲等をされた特別指定希少野生動植物の個体等又はこれらの加工品であって、規則で定めるものの譲渡し等については、その種の保護

の重要性に鑑み、これを禁止する。

3 その他の個体等の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性に鑑み、その生息又は生育の条件を維持する等、その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

第4 その他の希少野生動植物の保護に関する重要な事項

1 調査及び情報提供

希少野生動植物の保護施策の推進を図るため、野生動植物の生息状況や外来種に関する実態の把握はもとより、指定希少野生動植物の指定又は指定後の動向に係る各種情報の蓄積に努め、これらを保護施策の効果の検証や改善等の材料として活用する。

また、野生動植物に関する情報や調査の成果については、希少野生動植物の保護と市民の理解促進に資するよう適正に公開するものとする。

2 監視指導

各種規制の実効性を高めるために、市は市民や関係団体等からの情報提供を受けて、指定希少野生動植物の生息又は生育の状況等の把握と指導に努めるものとする。